

令和 8 年

第 2 9 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 8 年 7 月 2 7 日（月）

伊勢原市農業委員会

第 29 回 伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 27 日（月）午前 10 時 27 分から 10 時 50 分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2C 会議室
- 3 委員在任定数 9 名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 5 田中 真紀子
 - 6 麻生 伸一
 - 7 越水 一雄
 - 8 大木 克美
 - 9 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 8 名（その他、農地利用最適化推進委員 12 名出席）
- 5 欠席委員 古屋 幸男
- 6 署名委員 田中 真紀子
麻生 伸一
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局出席者 田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 な し
- 10 審議事項
 - (1) 報 告
 - 第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
 - 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
 - 第 4 号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
 - (2) 議 案
 - 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- 11 審議内容 （開会 午前 10 時 27 分）
[事務局] 在任定数 9 名、出席委員 8 名により定足数に達していることを報告します。
[議長] 只今より第 29 回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告 4 件、議案 2 件の計 6 件となっております。

- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。報告第1号のとおり、高部屋地区で1件の届出について受理しました。また、第三者への斡旋希望が1件ありました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。報告第2号のとおり、大田地区で1件の届出について受理しました。報告第2号の1は、駐車場を目的として転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。報告第3号のとおり、伊勢原地区で2件、成瀬地区で1件の計3件の届出について受理しました。報告第3号の1は、住居用地を目的として転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。報告第4号のとおり、成瀬地区で1件の証明願いがありました。報告第4号の1について、対象農地は高森七丁目に3筆。証明面積は1, 313平方メートルです。7月7日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しています。7月9日付けで専決処分により証明書を発行しました。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。

議案第1号のとおり、高部屋地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は、日向字洗水の1筆、面積は1, 114平方メートルです。

譲受人は、認定新規就農者であり、経営規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。7月21日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、市内で約1.3ヘクタールの農地を経営しており、米や露地野菜を栽培しています。

農地法第3条の3要件について説明します。

要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスターがあることを確認していることから、効率的に利用することが出来るものと考えます。

法令遵守の状況についても、特に違法行為はありません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人及びその妻が農作業に常時従事しており、農業経験も2年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」も農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 7月21日に事務局と譲受人の所有する農地を確認しました。

(高部屋地区) 24日には地区担当委員4名にて現地確認しました。

譲受人がこれまで譲受けた農地の一部は取得から時間がさほどたっていないことからか、計画していた利用は実践されていませんでしたが、ひどく荒廃した状況にはありませんでした。

申請地は、20年以上前からほぼ管理されておらず、現状も雑草が繁茂していました。当面は、現状植わっている栗、ビワの栽培や、日陰を生かしたミョウガの栽培をすることでした。

譲渡人の事情を考えると、この若い就農者に譲渡した方が、先々の農地利用がされるものと考えます。

[議長] 審議に入ります。議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第 1 号の 1 について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第 1 号の 1 については、「原案のとおり許可とする」こととします。
- [議長] 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求められます。
議案第 2 号のとおり、伊勢原地区で 1 件の申請がありました。
議案第 2 号の 1 について、申請地は岡崎字布袋久保の 2 筆、合計面積 178.76 平方メートルです。
譲受人は農家の長男で結婚してアパート住まいで手狭となり、将来の家族が増える事を考えて木造 2 階建ての分家住宅を計画します。この場所以外に住宅に適した場所が無く転用申請となりました。権利関係は、使用貸借権です。
申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また申請地から 500 メートル以内に公園や医療機関や教育施設が 2 つ以上有るため、第 3 種農地と判断されます。
一般基準及び個別基準についてですが、申請地の周囲はコンクリートブロック 2 段済みで被害防除します。駐車スペースは砂利敷きし、雨水は透水トレンチ管で浸透処理します。
計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。議案第 2 号の 1 について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(伊勢原地区) 周辺の土地利用から考えるに農地より、宅地として利用される方が、調和が取れると考えます
代理人から説明を受ける限り、問題ないものと考えます。
- [議長] 審議に入ります。議案第 2 号の 1 について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第 2 号の 1 について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第 2 号の 1 については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] すべての審議が終わりました。
以上を持ちまして、第29回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉会 午前10時50分)